

『女性特有のがん検診』についてのお知らせ

平成21年度の経済危機対策の一環として、特定の年齢に達した女性が子宮頸がん検診および乳がん検診を無料で受けることができるよう国の補正予算が決定し、上三川町でも実施することになりました。対象の方には、「子宮頸がん検診無料クーポン券」「乳がん検診無料クーポン券」および「女性のためのがん検診手帳」を郵送します。

●対象者

＜子宮頸がん＞

年齢	生年月日
20歳	昭和63(1988)年4月2日～平成元(1989)年4月1日
25歳	昭和58(1983)年4月2日～昭和59(1984)年4月1日
30歳	昭和53(1978)年4月2日～昭和54(1979)年4月1日
35歳	昭和48(1973)年4月2日～昭和49(1974)年4月1日
40歳	昭和43(1968)年4月2日～昭和44(1969)年4月1日

＜乳がん＞

年齢	生年月日
40歳	昭和43(1968)年4月2日～昭和44(1969)年4月1日
45歳	昭和38(1963)年4月2日～昭和39(1964)年4月1日
50歳	昭和33(1958)年4月2日～昭和34(1959)年4月1日
55歳	昭和28(1953)年4月2日～昭和29(1954)年4月1日
60歳	昭和23(1948)年4月2日～昭和24(1949)年4月1日

※年齢は**平成21年4月1日現在**です。(住民健診の年齢基準と異なります。)

○これから検診を受診する方へ

町の実施する集団健診または個別健診(乳がん検診は集団健診のみ)にて、無料クーポン券を使用し、検診を受けることができます。集団健診については、要予約となりますので、空き日程等について、担当までお問い合わせください。

○すでに町の実施する検診を受診された方へ

申請により、該当する検診の自己負担分を助成します。申請の際は、検診領収書・クーポン券・印かん・振込口座番号の控えを持参し、役場保険課にお越しください。

※ただし、職場で検診を受けた方は対象外となります。

▼問い合わせ先＝保険課 健康診査担当 ☎(56)9129

ジエネリック医薬品を利用しましょう！

ジエネリック医薬品Q&A

①ジエネリック医薬品は何？

20年～25年の先発医薬品の特許期間がすぎると、他の医薬品メーカーも同様の薬の製造販売が可能になります。こうした医薬品の総称がジエネリック医薬品(後発医薬品)です。

②何で安い？

先発医薬品の開発が10年～15年、150～200億円もの投資が必要といわれるのに対して、ジエネリック医薬品の開発期間は3年～5年なので研究費用も当然低くなります。そのため、薬の価格が安くなるのです。

③効き目や安全性は？

ジエネリック医薬品は先発医薬品と同じ有効成分の薬ですので、特許期間がすぎると多くの患者に使用され、有効性や安全性は確認されています。また、厚生労働省が承認していますので、治療学的にも先発医薬品と同レベルである薬だけが製造販売されています。

④どのような利点がある？

先発医薬品をすべてジエネリック医薬品にすれば、日本の医療費は年間で1兆円も削減できるといわれています。また、患者の薬代の負担が軽減されます。

かかりつけの医師や薬剤師に相談しましょう

診察の際に、医師にジエネリック医薬品に変更できるか相談してみましょう。薬によってはジエネリック医薬品がない場合もあります。また、医療機関でもらった処方せん「ジエネリック医薬品への変更可」の欄に医師のサインがなければ、薬局でジエネリック医薬品に変更することが可能です。薬剤師に相談してみましょう。

▼問い合わせ先＝

☎(56)9134
保険課 国保年金係

国民年金

第1号被保険者の独自給付

寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が、年金を受け取ることなく死亡した場合に、夫に生計を維持され、10年以上の婚姻関係があった妻に、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。年金額は、夫の第1号被保険者期間について計算した老齢基礎年金額の4分の3です。

付加年金

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料の他に、月額400円の付加保険料を納付すると、老齢基礎年金を受け取る際に、基本額に上乗せして支給されます。上乗せされる年金額は200円×付加保険料納付月数です。



死亡一時金

死亡月の前月までの第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)期間について保険料納付済期間に合算した月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金または障がい基礎年金のいずれも受けないうちに死亡し、遺族も遺族基礎年金を受けられないときに、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順に先順位)であって、死亡したときに生計を同一にしていた人に支給されます。ただし、寡婦年金を受給する場合は支給されません。

※付加保険料を36月以上納めていたときは、さらに8,500円が加算されます。

保険料納付済期間	支給額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

短期在留外国人の脱退一時金

国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間が6ヶ月以上あり、年金を受け取ることができない日本国籍を有していない外国人の方が、被保険者の資格を喪失して日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば保険料納付済期間に応じて、脱退一時金が支給されます。

※平成21年政令第93号で定められた支給額です。

▼問い合わせ先＝
 保険課 国保年金係
 ☎(56) 9134
 宇都宮西社会保険事務所
 ☎028(622)4222

保険料納付済期間	支給額
6ヶ月以上12ヶ月未満	43,980円
12ヶ月以上18ヶ月未満	87,960円
18ヶ月以上24ヶ月未満	131,940円
24ヶ月以上30ヶ月未満	175,920円
30ヶ月以上36ヶ月未満	219,900円
36ヶ月以上	263,880円

出産育児一時金の支給額と支給方法が変わります

①支給額を4万円引き上げます
 医療保険制度(健康保険や国民健康保険など)における出産育児一時金は、現在、原則38万円を支給していますが、平成21年10月1日以降の出産からは額を4万円引き上げ、原則42万円となります。

②出産育児一時金を直接病院等に支払えるようになります

以前は、高額な出産費用を病院等にお支払い後、申請していただき出産育児一時金を支給していましたが、手元に現金がなくても安心して出産できるようにするため、平成21年10月からは、原則として各医療保険者(健康保険や国民健康保険など)から直接病院等に出産育児一時金を支払う仕組みに改められました。なお、この支給の見直しは、平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置です。

不明な点は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

▼国民健康保険の場合の

問い合わせ先＝
 保険課 国保年金係
 ☎(56) 9134